

令和元年7月22日

都市局公園緑地・景観課

**「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか。」(答申)
～社会資本整備審議会(都市計画・歴史的風土分科会)～**

国土交通省では、平成30年5月24日に社会資本整備審議会に対し、「明日香村の歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか。」について諮問を行っており、都市計画・歴史的風土分科会に属する歴史的風土部会において、審議が行われてまいりました。

今般、諮問事項について答申をいただきましたので、ご報告いたします。

奈良県明日香村においては、明日香法※に基づき、これまで10年ごとに、国が明日香村整備基本方針を定め、同方針に基づき奈良県が明日香村整備計画を作成してきたところです。(※明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法)

現行の第4次整備計画は平成22～令和元年度であることから、明日香村を巡る社会情勢変化等を踏まえ、引き続き特色ある歴史的風土を良好な状態で後世に引き継いでいくため、国土交通省では、平成30年9月に歴史的風土部会に「明日香村小委員会」(委員長：池邊このみ 千葉大学大学院園芸学専攻教授)を設置し、審議が行われてきました。

答申では、新たに迎えた令和の時代における今後の方向性として、「Society5.0の実現を通じた新たな価値の創出」「歴史的風土の再評価と国内外への訴求力向上」「農村環境の動的保存と祭礼行事の活性化」「農業・観光業の振興による雇用拡大等を通じた定住環境整備」を戦略的目標として設定し、各分野別の取組方針等について提言をいただきました。

国土交通省では、今回の答申を踏まえ、明日香村整備基本方針や明日香村整備計画の策定を進めてまいります。

これまでの審議経過等については、以下のページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s204_asukamura30_01.html

問い合わせ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 とみどころ けむりやま 富所、煙山

電話 03-5253-8111 (内線：32983、32988)、03-5253-8954 (直通)

FAX 03-5253-1593